

特例選挙区について

1 特例選挙区（公職選挙法第 271 条）とは

- 昭和 41 年 1 月 1 日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数に達しなくなった場合でも、当分の間、第 15 条第 2 項前段の規定にかかわらず、当該区域をもって一選挙区を設けることができる。
- 本県においては、前回令和 4 年 5 月の定数条例改正時にこの規定を適用し、「三浦市選挙区」を特例選挙区として存置した。

2 法の趣旨

当時、都市への過度な人口の集中化の傾向に伴い、強制合区の対象となる選挙区も生ずる状況にあったが、このような実態は人口の急激な移動という一時的な特殊の現象との認識の下、また、当時は原則として都道府県議会議員の選挙区は郡市の区域によるものと法定されていたが、これは都道府県議会においてその区域の代表が確保されるべきものとの趣旨によるものと考えられ、単に画一的に人口の要素のみによって選挙区制を考えるべきでないとの考え方の下に、当分の間の例外措置として認められたものである。

出典：『逐条解説 公職選挙法 改訂版 下』

3 都道府県における特例選挙区の設置状況等

令和 5 年統一選挙当時（東京都は令和 3 年一般選挙当時）における特例選挙区は下表のとおり。

都道府県名	選挙区名	配当基数	設置理由
北海道	根室市 (R5～)	0.4715	・人口の大都市への一極集中と地方の大幅な減少という状況の下、地域の代表者を確保し、地方の民意を道政に的確に反映させるよう、道全体の地域バランスなどを考慮した結果、根室市選挙区において選挙区人口が議員 1 人当たりの人口の半数に達しないため、本来、隣接する他の市町村と合区しなければならないところ、公職選挙法第 271 条の規定を適用し、特例選挙区とした。（北海道議会 R4. 3. 24 会議録より）
東京都	島部 (S62～)	0.249	・島部選挙区については、本土と離れた島しょ地域の地理的な特殊性等を考慮して、特例選挙区としてきた。 (H24. 6. 19 『都議会のあり方検討会検討結果』より)

都道府県名	選挙区名	配当基数	設置理由
兵庫県	相生市 (H27～)	0.446	・本県が取り組む地域創生の流れの中、地域住民の意向をより丁寧に県政に反映させる必要があること。 ・地元の相生市から単独での存置が強く求められていることから、次回改選時には、法第 271 条を適用して存置することが適当である。 ・令和 9 年の一般選挙から特例選挙区を解消する旨の附則を設けた。 (R4.3『議員定数等調査特別委員会調査報告書』より)
徳島県	那賀 (H23～)	0.389	・中山間地域における地域代表の必要性や那賀郡の広大な面積から那賀郡選挙区の存続を求める意見、人口が基本であることから他の選挙区と合区すべきという意見など、様々な意見があったが、最終的に特例選挙区とした。 (H30.3『徳島県議会選挙区等検討委員会結果報告書』より)
神奈川県	三浦市 (R5～)	0.4781	・農業・漁業の一次産業を中心に発展してきたまちであり、特に、全国に 13 か所しかない特定第三種漁港である三崎漁港を有し、さらなる発展及び地域産業の活性化をしなければならないという地域特性がある。 ・また、三浦市選挙区の配当基数は 0.5 を僅かに下回る状況であったことから、総合的に判断し、特例選挙区とした。 (神奈川県議会 R4.5.20 定例会会議録より)